出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

第四章　区分所有建物の管理等に関する非訟事件

第一節　所在等不明区分所有者等の除外に関する非訟事件

（申立書の記載事項）

第十七条　建物の区分所有等に関する法律第三十八条の二第一項（同法第六十六条、第七十三条及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による裁判に係る非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所

二　次のイからハまでに掲げる裁判の区分に応じ、当該イからハまでに定める物件（次条及び第十九条第二号において「申立てに係る建物等」という。）の表示

イ　建物の区分所有等に関する法律第三十八条の二第一項の規定による裁判　申立てに係る建物

ロ　建物の区分所有等に関する法律第六十六条又は第七十九条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判　申立てに係る土地又は附属施設

ハ　建物の区分所有等に関する法律第七十三条において準用する同法第三十八条の二第一項の規定による裁判　申立てに係る建物の敷地又は附属施設

［新設］

2　前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　代理人（前項第一号の法定代理人を除く。）の氏名及び住所

二　申立てを理由づける具体的な事実ごとの証拠

三　事件の表示

四　附属書類の表示

五　年月日

六　裁判所の表示

七　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

八　その他裁判所が定める事項

（申立書の添付書類）

第十八条　申立てに係る建物等が不動産である場合には、前条第一項の申立書には、次の各号に掲げる裁判の区分に応じ、当該各号に定める登記事項証明書を添付しなければならない。

一　前条第一項第二号イに掲げる裁判　所在等不明区分所有者が有する専有部分の登記事項証明書

二　前条第一項第二号ロに掲げる裁判　同号ロに定める土地又は附属施設の登記事項証明書

三　前条第一項第二号ハに掲げる裁判　所在等不明敷地共有者等が有していた専有部分の登記事項証明書

（公告すべき事項）

第十九条　建物の区分所有等に関する法律第八十六条第二項の規定による公告には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一　申立人の氏名又は名称及び住所

二　申立てに係る建物等の表示

三　建物の区分所有等に関する法律第八十六条第二項第二号に掲げる者の氏名又は名称及び住所